密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	第五十四条の二第一項
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	第三十四条第四項
（略）	
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）	第三十三条第四項（第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。）
船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）	第十七条
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第五十三条第四項

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	
建築基準法施行規則	第三条の十八第十号、第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第六条の九第十二号（第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
（略）	
鉄道事業法施行規則	第二十四条の十第二項
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第十条第九号
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	第三十条第六号
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令	第二十八条第十二号、第三十九条第十号及び第四十二条第十号
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第二十一条の四及び第四十五条第十号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	第五十四条の二第一項
（略）	
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）
船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）	第十七条

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	
建築基準法施行規則	第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
（略）	
鉄道事業法施行規則	第二十四条の十第二項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第二十一条の四